

ふれあい定期預金＜単利型＞

2023年8月7日現在

| 項目 | 内 容 |
|-----------|--|
| 商品名 | 自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞（ふれあい定期預金） |
| 販売対象 | ・個人（商工信用あぜりあクラブ（年金友の会）会員限定） |
| 期 間 | <ul style="list-style-type: none"> ・定型方式・・・1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式・・・1ヶ月超5年未満 ・定型方式は、預入時の申出により自動継続（元金継続のみ）の取扱いができます。 |
| 預 入 | |
| （1）預入方法 | ・一括預入 |
| （2）預入金額 | ・1,000円以上500万円以下（上限金額はお一人様500万円まで） |
| （3）預入単位 | ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払戻します。 |
| 利 息 | |
| （1）適用金利 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示利率（スーパー定期預金）に0.05%上乗せし満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率（スーパー定期預金）の店頭表示利率に0.05%を上乗せした金利を適用します。 |
| （2）利払方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ・預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日の1年毎の応当日）以後及び満期日以後に分割してお支払いします。なお、中間利払日に支払う利息は「預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数」および「預入日の約定利率×70%」により計算します。残りの利息については、満期日に調整をします。 ・中間利払方法は、①現金払い②指定口座へ振替③定期預金へ振替する方法があります。 |
| （3）計算方法 | ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 |
| 税 金 | <ul style="list-style-type: none"> ・利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優を除く） ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約条項 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.8%を上乗せした利率となります。 ・個人の場合はマル優の取扱いができます。（マル優の資格者に限りです） |

ふれあい定期預金＜単利型＞

2023年8月7日現在

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none">満期日前に解約する場合、「定期預金中途解約利率一覧表」の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。なお、中間払利息が支払われている場合、期限前解約利息との差額を清算します。 |
| 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none">金利は店頭備え付けのデジタルサイネージまたは窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none">別表（※）の通り受付しております。※別表「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」 |
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none">満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利息により計算します。預金保険制度の対象であり、預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、決済用預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） |